

# I 旭川市の概況

# 1 沿革

上川地方には2万年前頃から人の生活が始まっている。

14世紀前後にアイヌ文化が形成されたが、上川もその文化の担い手であるアイヌの人たちの世界であった。

18世紀になって、北海道の重要性に注目した当時の徳川幕府は、この地に多くの探検家を送り込んだ。

明治2年に北海道を統括する開拓使が設けられ、蝦夷地を北海道と改称して、11国86郡の行政区画が設定され、上川盆地一体は石狩国上川郡となった。

当時の上川は強風もなく、高燥平坦で肥沃な大地があり、幾数十年も移出できる樹木や試作した穀菜類の成育が優れているという報告に強い印象を受けた司法大輔、岩村通俊卿は、明治18年に永山武四郎（屯田兵本部長）とともに近文山に上って国見を行い、この地に「北京を置くの議」を、明治15年に続き再び政府に提出した。

明治22年には岩村長官の後任となった第二代北海道庁長官永山武四郎の建議に対して、当時の宮内大臣から総理大臣に「上川郡のうちに他日一都府を立て、離宮を設けるよう仰せいだされ候」との宣達が出されたが、計画は日の目を見ることなく、歴史の中に消え、今も幻の上川離宮を物語る碑が建っている。

「旭川」という地名は開村の告示で村名として登場したのが最初である。

地名の由来については、忠別川のアイヌ語で「チュプ・ペツ」を語源にしている説がよく知られている。「チュプ」は「日」の、「ペツ」は「川」の意味で、「日」を「旭」に置き換えて「旭川」と意識して名付けたと言われているが、諸説があつて定かではない。

本市は、明治23年9月20日に上川郡に初めて旭川村、永山村、神居村の3村が置かれ、明治24年から開発の尖兵として屯田兵が入植し、旭川は上川を中心として開拓が進められた。

明治31年には鉄道が開通、明治33年には旭川村から旭川町に改称され、翌年札幌から第7師団が移駐するなど、産業・経済の基盤が成立し、道北の要としての使命を担ってきた。さらに先人たちの偉大な努力により大正11年8月市制施行、昭和30年から近隣町村との合併が進み、昭和45年に人口30万人、昭和58年には人口36万人を超え、北海道では札幌に次ぐ第2の都市となった。

また、主要国道4本、JR4線の始終点となっているほか、平成2年10月道央自動車道が

旭川まで開通，さらに平成9年2月，旭川空港2,500m滑走路が供用開始されるなど，北北海道の中核都市のみならず，道北・道東地域の商業流通の拠点都市として着実に発展を遂げ，平成12年4月1日には，道内初の中核市に移行した。

平成28年度からは，「世界にきらめく いきいき旭川～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」を目指す都市像として掲げ，市民が高い志と誇りを持ちながら，いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めている。

## 2 位置と地勢

旭川市は北海道のほぼ中央に位置し，東経142度22分，北緯43度46分（市役所位置）に当たる。

東は上川郡当麻町に接し，西南は美瑛川を隔てて美瑛町に連なり，北は鷹栖町，比布町及び幌加内町に接している。

面積は747.66 k m<sup>2</sup>を擁し，地形は，標高約112.1m（市役所位置）の高原地帯で地勢は一般に平坦である。秀麗大雪を望む上川盆地の中心で，大雪山連峰を水源とする石狩川が市の中央部を貫流し，牛朱別川，忠別川，美瑛川と合流する「川のまち」であり，北海道自然博物館ともいえる神居古潭の景勝をつくっている。

気候は，上川盆地の中心部に位置することから，典型的な内陸型気候条件を有しており，夏には気温が30度を超える反面，厳冬期には氷点下20度を下回る日もあり，その差が約50～60度に達するなど，極めて四季の変化に富んだ地域であるが，有感地震，風水害ともごくまれである。

また，降雪期間は年間約5か月間に及んでおり，北方地域としての特性を持っている。

人 口 332,368人 （令和2年8月1日現在）

世帯数 178,197世帯 （令和2年8月1日現在）

## Ⅱ 教育委員会の組織

## 1 教育長及び委員

(令和2年5月1日現在)

役職名	氏名	職業	任期	就任年月日
教育長	黒 蕨 真 一	—	R元. 12. 13～R4. 12. 12	H31. 4. 12
教育長職務代理者	本 田 哲 嗣	大学職員	H28. 10. 14～R2. 10. 13	H28. 10. 14
委員	滝 山 義 之	医 師	H30. 10. 11～R4. 10. 10	H26. 10. 11
委員	近 藤 美 保	薬 剤 師	H29. 10. 14～R3. 10. 13	H28. 10. 14
委員	山 崎 與 吉	会社役員	R元. 10. 19～R5. 10. 18	R元. 10. 19

## 2 教育委員会会議(平成31年4月～令和2年3月)

### (1) 開催数及び付議事項数

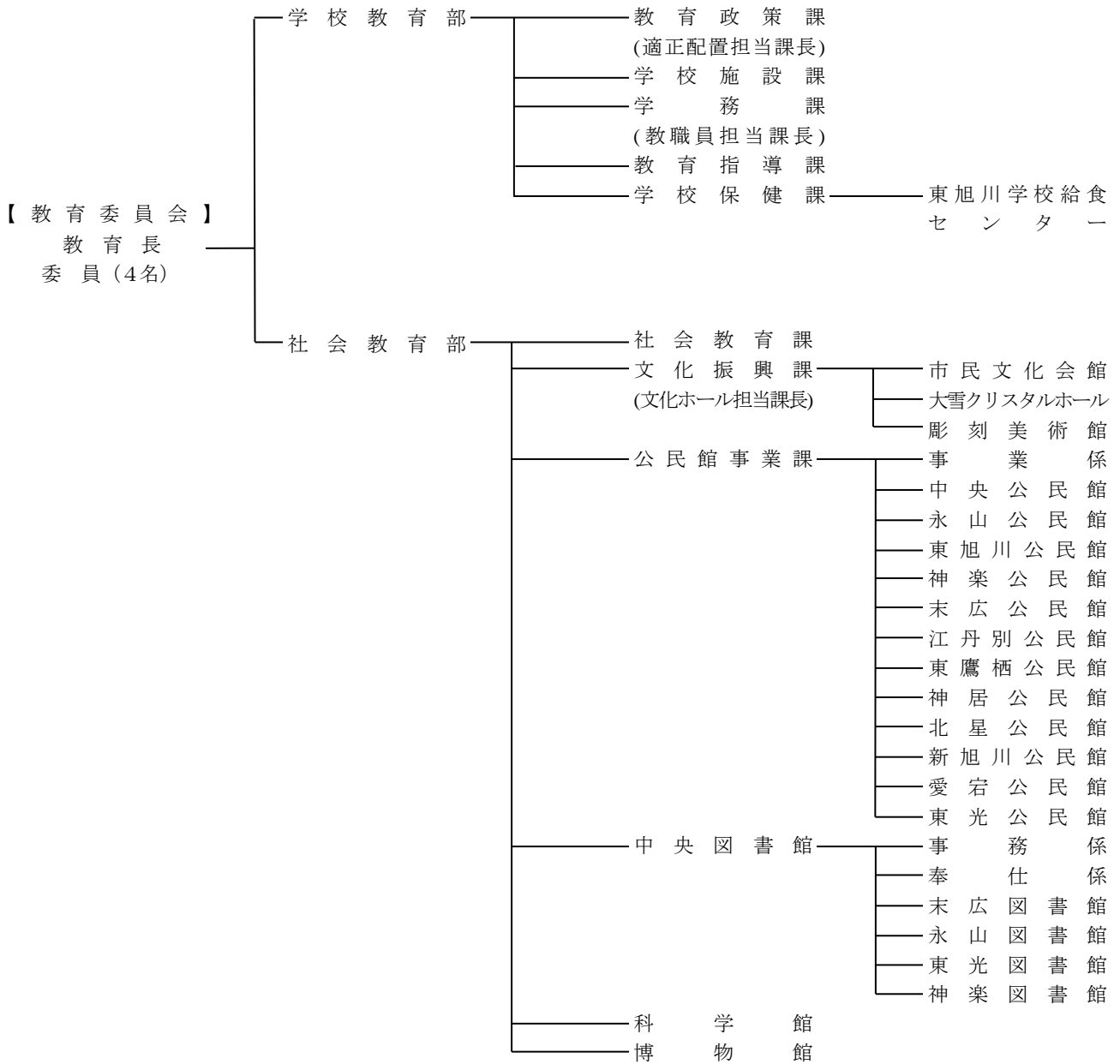
区 分	開催数	付議事項数
定例会	12	158
臨時会	4	12
合計	16	170

### (2) 開催状況

会議名	開催日	付議事項数
平成31年4月第1回臨時	H31. 4. 10	1
平成31年4月定例	H31. 4. 26	16
令和元年5月定例	R元. 5. 21	10
令和元年6月定例	R元. 6. 6	9
令和元年7月定例	R元. 7. 25	12
令和元年7月第1回臨時	R元. 7. 29	1
令和元年8月定例	R元. 8. 1	5
令和元年8月第1回臨時	R元. 8. 9	7
令和元年9月定例	R元. 9. 2	17
令和元年10月定例	R元. 10. 17	23
令和元年11月定例	R元. 11. 25	10
令和元年12月定例	R元. 12. 23	19
令和2年1月定例	R2. 1. 24	9
令和2年2月定例	R2. 2. 4	15
令和2年2月第1回臨時	R2. 2. 29	3
令和2年3月定例	R2. 3. 26	13

### 3 行政組織

(令和2年4月1日現在)



## 4 事務分掌

### 学校教育部

#### 教育政策課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育行政の企画、立案及び調整に関する事。
- (3) 規則等の審査並びに制定及び改廃に関する事。
- (4) 公告式に関する事。
- (5) 教育委員会所管に係る予算の編成、決算の総括及び調整に関する事。
- (6) 部内の予算の管理に関する事。
- (7) 部内事務事業等の進行管理に関する事。
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する事。
- (9) 部内事務事業等の市民参加及び広聴広報に関する事。
- (10) 陳情及び請願に関する事。
- (11) 教育行政に関する相談に関する事。
- (12) 地方教育費及び教育行政費の調査又は報告に関する事。
- (13) 渉外及び儀式に関する事。
- (14) 事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- (15) 部内所属職員の服務等に関する事。
- (16) 部内の事務改善及び職場研修に関する事。
- (17) 事務局の総合調整に関する事。
- (18) 職員団体に関する事。
- (19) 公印に関する事。
- (20) 事務局及び部内文書の管理に関する事。
- (21) 部所属財産の総括に関する事。
- (22) 小中学校の物品、中央図書館及び地区図書館の閲覧用図書、博物館の陳列物品並びに井上靖記念館の展示資料の管理指導に関する事。
- (23) 小中学校の適正配置に関する事。
- (24) 小中学校の設置及び廃止に関する事。
- (25) 通学区域に関する事。
- (26) その他部内他課係に属しない事。

#### 学校施設課

- (1) 小中学校の施設整備計画に関する事。
- (2) 小中学校校舎及び屋内運動場の新增築、改築及び大規模改造に関する事。
- (3) 小中学校屋外教育環境施設、学校体育諸施設等の整備に関する事。
- (4) 小中学校施設整備に係る補助、起債等に関する事。
- (5) 小中学校施設及び附帯設備の維持管理、改修及び修繕に関する事。
- (6) 小中学校施設の防衛施設周辺防音事業等に関する事。
- (7) 小中学校施設の警備に関する事。
- (8) 小中学校施設による電波障害の改善対策に関する事。
- (9) 小中学校教育用財産（物品を除く。）の取得及び処分に関する事。
- (10) 小中学校施設台帳の整備に関する事。
- (11) 小中学校施設の実態調査に関する事。
- (12) 小中学校施設の使用に関する事。

- (13) 小中学校施設の事故報告に関する事。
- (14) 教員住宅に関する事。
- (15) 小中学校の環境の整備その他の用務の指導助言等に関する事。

## 学務課

- (1) 学齡児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。
- (2) 教科書、副読本その他教材の取扱いに関する事。
- (3) 特別支援教育の振興及び調整に関する事。
- (4) 学校行事に関する事。
- (5) 小中学校の教材、教具等の整備に関する事。
- (6) 就学援助に関する事。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。
- (8) 教職員の任免及び内申に関する事。
- (9) 教職員の給与及び退職手当の内申に関する事。
- (10) 教職員の服務並びに分限及び懲戒の内申に関する事。
- (11) 教職員の研修及び研究学校指定に関する事。
- (12) 教職員の免許状に関する事。
- (13) 教職員の福利厚生に関する事。
- (14) 教職員の人事記録カードの整備に関する事。
- (15) 小中学校の組織編成に関する事。
- (16) 高等学校その他関係団体との連絡調整に関する事。

## 教育指導課

- (1) 教育課程、学習指導、生徒指導、教材等の取扱いその他学校運営の指導助言に関する事。
- (2) 小中学校教育の専門的事項の指導助言に関する事。
- (3) 学校訪問指導の計画及び実施に関する事。
- (4) 教育内容及び教育方法等の調査研究に関する事。
- (5) 児童生徒の事故報告に関する事。
- (6) 教職員の研修会の企画及び運営に関する事。

## 学校保健課

- (1) 小中学校の衛生管理に関する事。
- (2) 児童生徒の健康管理に関する事。
- (3) 就学時の健康診断及び健康相談に関する事。
- (4) 学校保健会に関する事。
- (5) 学校医に関する事。
- (6) 児童生徒の交通安全及び通学路の安全に関する事。
- (7) 学校給食の総合計画に関する事。
- (8) 学校給食の開設、変更及び廃止に関する事。
- (9) 学校給食の備品及び器材に関する事。
- (10) 学校給食基幹物質の申請及び配分計画に関する事。
- (11) 学校給食物資共同購入委員会に関する事。
- (12) 学校給食に係る指導助言等に関する事。
- (13) 学校給食適正給食費の算出に関する事。
- (14) 学校給食献立作成に関する事。



- (15) 学校給食栄養調査及び研究に関する事。

#### 【東旭川学校給食センター】

- (1) 東旭川学校給食センターの予算及び決算に関する事。
- (2) 物品の保管に関する事。
- (3) 施設及び設備の管理に関する事。
- (4) 学校給食運営委員会に関する事。
- (5) 食材料の鮮度、計量等の検査に関する事。
- (6) 献立及び栄養に関する事。
- (7) 給食の調理供給に関する事。
- (8) 保健衛生に関する事。
- (9) その他庶務に関する事。

### 社会教育部

#### 社会教育課

- (1) 社会教育の計画に関する事。
- (2) 社会教育に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 生涯学習推進本部に関する事。
- (4) 社会教育委員に関する事。
- (5) 社会教育機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (6) 社会教育関係団体の育成指導に関する事。
- (7) 社会教育施設の設置に関する事。
- (8) 部内所属職員の服務等に関する事。
- (9) 部内の事務改善及び職場研修に関する事。
- (10) 部内の予算編成及び執行管理に関する事。
- (11) 部内の事務事業等の企画、調整及び進行管理に関する事。
- (12) 部内の事務事業等の市民参加及び広聴広報に関する事。
- (13) 部長公印及び部内文書管理に関する事。
- (14) その他部内他課係に属しない事。

#### 文化振興課

- (1) 学術、芸術その他の文化の振興に関する事。
- (2) 文化団体の育成指導等に関する事。
- (3) 文化財の保護等に関する事。
- (4) ユネスコ活動に関する事。
- (5) 文化財審議会に関する事。

**【旭川市民文化会館】**

- (1) 会館の運営計画に関する事。
- (2) 会館の使用許可に関する事。
- (3) 会館の管理に関する事。
- (4) 会館の庶務に関する事。
- (5) 公印及び文書管理に関する事。
- (6) 各種公演、展示等の企画及び実施に関する事。
- (7) 舞台等の利用に係る相談及び指導に関する事。
- (8) 舞台機構の操作に関する事。
- (9) 市民文化会館運営審議会に関する事。
- (10) その他会館に関する事。

**【旭川市大雪クリスタルホール】**

- (1) 音楽堂及び国際会議場の運営計画に関する事。
- (2) 音楽堂及び国際会議場の使用許可に関する事。
- (3) クリスタルホールの管理に関する事。
- (4) クリスタルホール（博物館を除く。以下同じ。）の庶務に関する事。
- (5) 公印及びクリスタルホールの文書管理に関する事。
- (6) 音楽堂及び国際会議場に係る公演、会議等に関する事。
- (7) 音楽堂に係る自主事業の企画及び実施に関する事。
- (8) 音楽堂等運営協議会に関する事。
- (9) その他博物館に属しない事。

**【中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館】**

- (1) 彫刻及び彫刻に係る美術の振興に関する事。
- (2) 彫刻美術館の運営計画に関する事。
- (3) 彫刻美術館の観覧及び使用に関する事。
- (4) 彫刻美術館の庶務に関する事。
- (5) 公印及び文書管理に関する事。
- (6) 作品等の収集、保管、展示及び調査研究に関する事。
- (7) 作品等の説明、指導及び助言に関する事。
- (8) 作品等に係る図録等資料の作成頒布に関する事。
- (9) 作品等に係る講演会等の企画及び実施に関する事。
- (10) 彫刻美術館協議会に関する事。
- (11) その他彫刻美術館に関する事。

**公民館事業課**

**【事業係】**

- (1) 公民館事業の推進及び調整に関する事。
- (2) 公民館の維持管理及び利用促進の総括及び調整に関する事。
- (3) 生涯学習活動団体の育成指導等の推進及び調整に関する事。
- (4) 公民館の庶務事務の総括及び事業活動に係る連絡調整に関する事。
- (5) 公民館運営協議会に関する事。
- (6) 学習機会の企画及び実施に関する事。

**【公民館】**

- (1) 公民館の運営計画に関する事。
- (2) 公民館の使用承認に関する事。
- (3) 公民館の管理に関する事。
- (4) 公民館の庶務に関する事。
- (5) 公印及び文書管理に関する事。
- (6) 公民館の利用促進に関する事。
- (7) 学習機会の企画及び実施に関する事。
- (8) 社会教育関係団体の支援及び生涯学習活動団体の育成指導等に関する事。
- (9) 公民館分館に関する事（分館を置く公民館に限る。）。
- (10) その他公民館に関する事。

**旭川市中央図書館**

**【事務係】**

- (1) 図書館の運営計画に関する事。
- (2) 図書館の管理に関する事。
- (3) 図書館の庶務に関する事。
- (4) 公印及び文書管理に関する事。
- (5) 地区図書館及び図書館分室との庶務事務に係る連絡調整に関する事。
- (6) 協議会に関する事。
- (7) その他他係に属しない事。

**【奉仕係】**

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事。
- (2) 図書館資料の利用に関する事。
- (3) 集会、展示等の企画及び実施に関する事。
- (4) 郷土資料等の出版に関する事。
- (5) 読書の普及啓発に関する事。
- (6) 図書館資料の館外奉仕活動に関する事。
- (7) 地区図書館及び図書館分室との奉仕活動に係る連絡調整に関する事。
- (8) その他奉仕活動に関する事。

**【地区図書館】**

- (1) 地区図書館の運営計画に関する事。
- (2) 地区図書館の庶務に関する事。
- (3) 公印及び文書管理に関する事。
- (4) 図書館資料の収集及び整理に関する事。
- (5) 図書館資料の利用に関する事。
- (6) 集会、展示等の企画及び実施に関する事。
- (7) 読書の普及啓発に関する事。
- (8) その他地区図書館に関する事。

## 旭川市科学館

- (1) 科学館の運営計画に関する事。
- (2) 科学館の観覧及び使用に関する事。
- (3) 科学館の展示に関する事。
- (4) 科学館の講座、実験実習その他の事業に関する事。
- (5) 科学館の調査研究及び資料作成に関する事。
- (6) 科学館のプラネタリウム、天文台及び野外自然観察空間に関する事。
- (7) 科学館の施設・設備の保守点検及び維持管理に関する事。
- (8) 科学館の庶務に関する事。
- (9) 公印及び文書管理に関する事。
- (10) 協議会に関する事。
- (11) その他科学館に関する事。

## 旭川市博物館

- (1) 博物館の運営計画に関する事。
- (2) 博物館の観覧及び使用に関する事。
- (3) 博物館の展示に関する事。
- (4) 博物館の講座、実験実習その他の事業に関する事。
- (5) 博物館の調査研究及び資料作成に関する事。
- (6) 博物館の分館に関する事。
- (7) 博物館の施設・設備の保守点検及び維持管理に関する事。
- (8) 博物館の庶務に関する事。
- (9) 公印及び文書管理に関する事。
- (10) 博物館協議会に関する事。
- (11) その他博物館に関する事。

## Ⅲ 令和2年度予算

# 1 令和2年度旭川市予算(当初)

## (1) 令和2年度旭川市当初予算(総括表)

(単位：千円)

年度別・区分		令和2年度	令和元年度	増減	増減率 (%)
会計名					
一 般 会 計		155,230,000	157,070,000	△1,840,000	△1.2
特 別 会 計	国民健康保険事業	36,052,010	36,076,479	△24,469	△0.1
	動物園事業	1,845,203	1,299,940	545,263	41.9
	公共駐車場事業	85,934	89,237	△3,303	△3.7
	育英事業	171,276	97,023	74,253	76.5
	駅周辺開発事業	0	73,730	△73,730	皆減
	介護保険事業	35,898,257	34,824,842	107,3415	3.1
	母子福祉資金等貸付事業	193,595	197,413	△3,818	△1.9
	後期高齢者医療事業	5,352,150	5,267,465	84,685	1.6
	水道事業	11,158,487	10,771,285	38,7202	3.6
	下水道事業	16,196,541	14,337,262	1,859,279	13.0
	病院事業	13,076,439	13,024,990	51,449	0.4
	小計	120,029,892	116,059,666	3,970,226	3.4
合 計		275,259,892	273,129,666	2,130,226	0.8

## (2) 令和2年度旭川市一般会計当初予算(歳入・歳出)

(単位：千円, %)

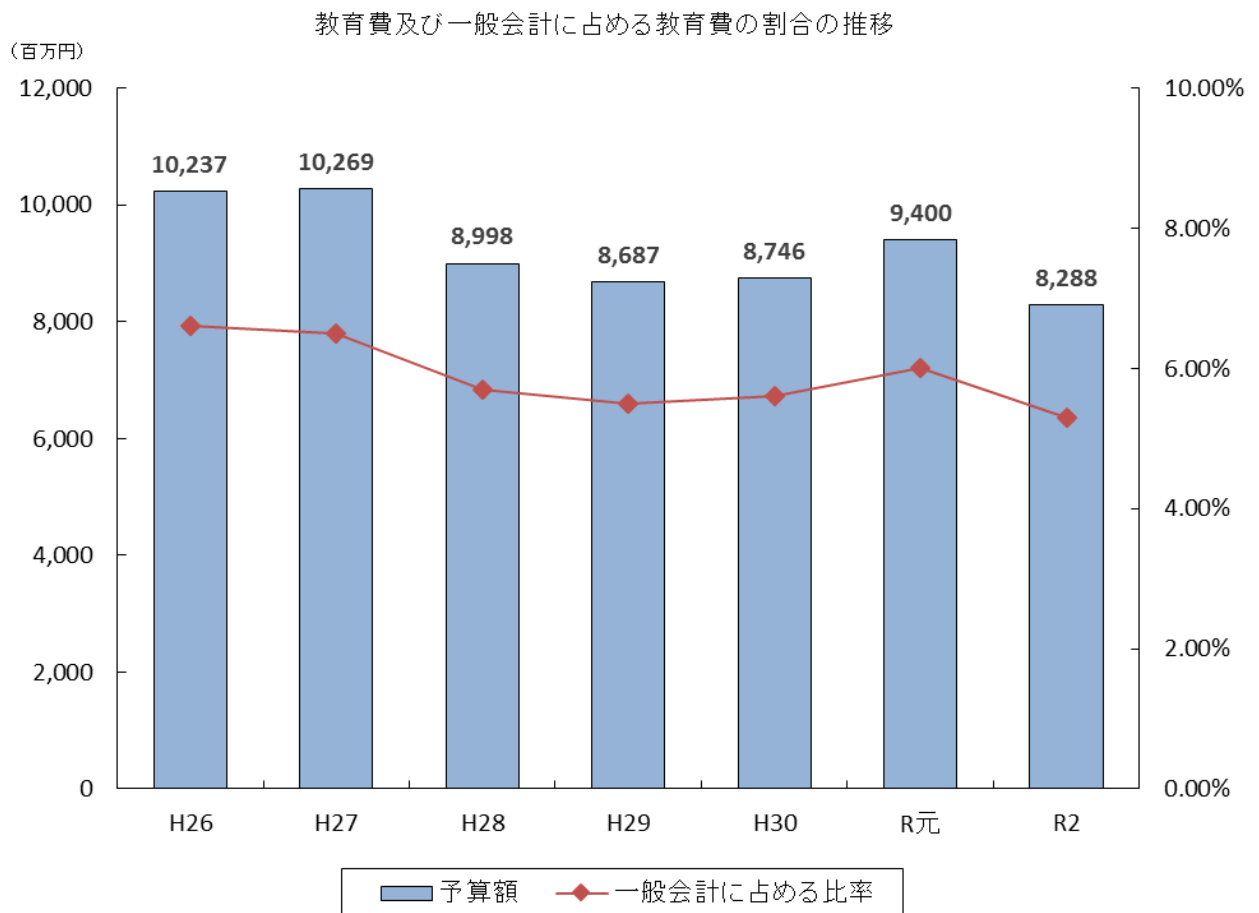
歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
市 税	40,000,000	25.8	議 会 費	463,437	0.3
ゴルフ場利用税交付金	14,500	0.0	総 務 費	6,612,092	4.3
自動車取得税交付金	350	0.0	民 生 費	71,696,945	46.2
環境性能割交付金	101,000	0.1	衛 生 費	9,198,898	5.9
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	260,000	0.2	労 働 費	107,109	0.1
地方特例交付金	257,000	0.2	農 林 水 産 業 費	1,689,987	1.1
地方交付税	32,739,000	21.1	商 工 費	5,991,527	3.9
交通安全対策 特別交付金	55,000	0.0	土 木 費	15,208,878	9.8
地方譲与税	1,481,461	0.9	消 防 費	760,390	0.5
利子割交付金	85,000	0.0	教 育 費	8,287,894	5.3
配当割交付金	84,000	0.0	災 害 復 旧 費	60,300	0.0
株式等譲渡所得割交付金	48,000	0.0	公 債 費	17,272,543	11.1
法人消費税交付金	100,000	0.1	職 員 費	17,830,000	11.5
地方消費税交付金	7,165,000	4.6	予 割 備 費	50,000	0.0
分担金及び負担金	423,276	0.3			
使用料及び手数料	3,510,400	2.3			
国庫支出金	34,081,438	22.0			
道 支 出 金	11,505,771	7.4			
財 産 収 入	923,507	0.6			
寄 附 金	838,503	0.5			
繰 入 金	1239,363	0.8			
繰 越 金	1	0.0			
諸 収 入	9,267,530	6.0			
市 債	11,049,900	7.1			
歳 入 合 計	155,230,000	100.0	歳 出 合 計	155,230,000	100.0

## 2 教育予算

(1) 旭川市一般会計予算と教育費の推移

(単位：千円)

年度	区分 一般会計	当 初 予 算 額		対前年度増減
		教 育 費		
		予 算 額	一般会計に占める比率	
H25	155,760,000	9,764,188	6.3%	1,492,751
H26	156,200,000	10,237,120	6.6%	472,932
H27	158,420,000	10,269,422	6.5%	32,302
H28	157,100,000	8,998,110	5.7%	△ 1,271,312
H29	158,850,000	8,687,181	5.5%	△310,929
H30	155,310,000	8,746,106	5.6%	58,925
R 元	157,070,000	9,399,781	6.0%	653,675
R 2	155,230,000	8,287,894	5.3%	△1,111,887



## (2) 令和2年度教育予算(当初)

(単位:千円)

項 目	教 育 費				
	令和2年度	財源内訳		令和元年度	増 減
		特定財源	一般財源		
10款 教育費	8,287,894	2,031,302	6,256,592	9,399,781	△1,111,887
(教育委員会所管)	7,053,707	1,251,948	5,801,759	8,033,673	△979,966
(学校教育部所管)	5,516,490	849,347	4,667,143	6,611,316	△1,094,826
(社会教育部所管)	1,537,217	402,601	1,134,616	1,422,357	114,860
(総務部所管)	2,350	0	2,350	2,350	0
(子育て支援部所管)	44,349	11,495	32,854	219,980	△175,631
(観光スポーツ交流部所管)	1,187,488	767,859	419,629	1,143,778	43,710
1項 教育総務費	84,448	7,812	76,636	83,448	1,000
1 教育委員会費	6,107	0	6,107	6,040	67
2 事務局費	9,994	2,636	7,358	10,573	△579
3 教育指導費	53,047	5,176	47,871	51,535	1,512
4 教育研修センター費	15,300	0	15,300	15,300	0
2項 小学校費	3,913,695	757,049	3,156,646	3,367,888	545,807
1 学校管理費	1,111,895	13,166	1,098,729	928,766	183,129
2 教育振興費	973,185	33,220	939,965	908,776	64,409
3 維持修繕費	959,952	108,664	851,288	930,351	29,601
4 学校建設費	868,663	601,999	26,664	599,995	268,668
3項 中学校費	1,350,411	64,215	1,286,196	1,366,347	△15,936
1 学校管理費	423,882	5,738	418,144	443,674	△19,792
2 教育振興費	462,050	13,886	448,164	474,461	△12,411
3 維持修繕費	462,429	44,591	417,838	404,662	57,767
4 学校建設費	2,050	0	2,050	43,550	△41,500
4項 幼稚園費	15,303	1,402	13,901	193,421	△178,118
1 振興費	15,303	1,402	13,901	193,421	△178,118
5項 社会教育費	1,537,217	402,601	1,134,616	1,422,357	114,860
1 社会教育総務費	221,719	147,348	7,4371	112,499	109,220
2 公民館費	238,230	18,778	219,452	225,803	12,427
3 図書館費	317,638	20,450	297,188	262,769	54,869
4 博物科学館費	256,470	43,099	213,371	226,452	30,018
5 市民文化会館費	241,654	115,141	126,513	318,017	△76,363
6 大雪クリスタルホール費	169,877	32,600	137,277	200,499	△30,622
7 彫刻美術館費	91,629	25,185	66,444	76,318	15,311
6項 保健体育費	1,355,424	788,130	567,294	2,937,411	△1,581,987
1 保健体育総務費	1,187,488	767,859	419,629	1,143,778	43,710
2 学校給食共同調理所費	167,936	20,271	147,665	1,793,633	△1,625,697
7項 私立学校等振興費	31,396	10,093	21,303	28,909	2,487
1 私立学校等振興費	31,396	10,093	21,303	28,909	2,487



## (3) 事業費一覧(教育委員会所管分)

## ア 学校教育部所管事業

## 【10款 教育費】

(単位:千円)

	事業名	令和2年度 事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
教育総務費	管理事務費(委員会)	6,107	0	6,107
	管理事務費(事務局)	8,868	0	8,868
	廃校校舎等跡利用推進費	137	2,635	△2,498
	公の施設(学校施設)建設基金積立金	1	1	0
	学校ICT整備費	988	0	988
	適応指導教室運営費	10,917	1,023	9,894
	英語教育推進費	32,080	0	32,080
	伝統文化体験費	495	0	495
	教育課程編成の指針作成費(中学校)	411	0	411
	いじめ問題対策推進費	4,347	4,109	238
	教育支援活動促進費	231	0	231
	小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費	1,913	44	1,869
	教育指導費	2,653	0	2,653
	上川教育研修センター運営負担金	15,300	0	15,300
小学校費	管理事務費(教育政策課)	14,408	120	14,288
	管理事務費(学務課)	8,220	0	8,220
	学校給食管理費	520,869	5,200	515,669
	給食施設整備費	6,066	0	6,066
	食事環境整備費	7,975	0	7,975
	学校給食支援システム管理費	12,979	0	12,979
	学校用務管理費	290,351	0	290,351
	学校運営充実費	219,260	1,246	218,014
	富沢ふれあいの家管理費	5,924	0	5,924
	学校移転整備費	25,843	6,600	19,243
	教育振興費	1,253	0	1,253
	社会科副読本整備費	2,405	0	2,405
	教科書指導書購入費	76,199	0	76,199
	各種大会選手派遣等推進費	617	0	617
	学校図書館活性化推進費	34,901	0	34,901
	むし歯予防対策費	740	0	740
	学校保健活動費	93,573	210	93,363
	少人数学級編制費	52,721	0	52,721
	特別支援教育振興費	23,383	10,141	13,242
	特別支援教育推進費	141,955	11,638	130,317
	情報教育設備整備費	219,805	0	219,805
	遠距離通学対策費	70	0	70
	スクールバス運行費	43,278	4,453	38,825
	就学助成費	271,180	6,778	264,402
	教職員活動費	2,690	0	2,690
	各種教育研究大会開催補助金	160	0	160
	教職員健康増進費	6,485	0	6,485
	教職員健康管理医事業費	1,770	0	1,770
	PCB廃棄物処理費	6,235	0	6,235
	学校施設管理費	746,381	4,264	742,117
	学校施設補修費	85,176	0	85,176
	学校施設大規模改修費	112,160	104,400	7,760
	学校施設改修費	10,000	0	10,000
国有地借上費	3,839	0	3,839	

	高台小学校PFI整備費	76,902	0	76,902
	旭川小学校増改築費	115,400	86,500	28,900
	東栄小学校増改築費	562,868	465,599	97,269
	千代田小学校増改築費	67,454	49,900	17,554
	豊岡小学校増改築費	33,700	0	33,700
	(新)永山西小学校増改築費	8,500	0	8,500
中学校費	管理事務費(教育政策課)	1,887	123	1,764
	管理事務費(学務課)	2,749	0	2,749
	学校給食管理費	120,711	40	120,671
	給食施設整備費	6,740	4,600	2,140
	食事環境整備費	3,203	0	3,203
	学校用務管理費	153,358	0	153,358
	学校運営充実費	129,822	975	128,847
	(新)学校移転整備費	5,412	0	5,412
	教育振興費	1,471	0	1,471
	中学校教科書採択費	3,106	0	3,106
	スクールカウンセラー活用推進費	10,377	0	10,377
	体育・文化活動推進費	920	0	920
	各種大会選手派遣等推進費	8,154	0	8,154
	学校図書館活性化推進費	12,855	0	12,855
	学校保健活動費	44,106	0	44,106
	特別支援教育振興費	11,764	5,818	5,946
	情報教育設備整備費	119,227	0	119,227
	遠距離通学対策費	6	0	6
	就学助成費	241,594	6,276	235,318
	教職員活動費	1,210	0	1,210
	教職員健康増進費	3,509	0	3,509
	教職員健康管理医事業費	942	0	942
	部活動指導員配置促進費	2,809	1,792	1,017
	学校施設管理費	332,806	8,591	324,215
	学校施設補修費	30,685	0	30,685
	学校施設大規模改修費	39,620	36,000	3,620
	学校施設改修費	59,318	0	59,318
国有地借上費	2,050	0	2,050	
保健体育費	東旭川学校給食センター管理費	141,066	771	140,295
	東旭川学校給食共同調理所改築費	26,870	19,500	7,370

## イ 社会教育部所管事業

## 【10 款 教育費】

(単位：千円)

	事業名	令和2年度 事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会教育総務費	社会教育振興費	19,041	0	19,041
	生涯学習振興費	1,447	30	1,417
	ジオパーク構想推進費	6,784	600	6,184
	文化振興費	5,902	0	5,902
	常磐館管理費	16,531	1,650	14,881
	文化芸術活動振興費	20,315	3,370	16,945
	文化芸術振興基金積立金	10,608	10,593	15
	文化財保存費	7,674	6,000	1,674
	優佳良織技術伝承支援補助金	7,200	7,200	0
	(新) 永山4遺跡発掘調査費	97,460	97,460	0
	(新) アイヌ施策推進費	28,757	20,445	8,312
公民館費	公民館管理費	164,332	18,502	145,830
	神楽市民交流センター管理費	54,283	250	54,033
	公民館事業活動費	4,523	26	4,497
	地域を支えるシニア世代人材育成費	6,275	0	6,275
	公民館補修費	8,817	0	8,817
図書館費	図書館管理費	244,976	1,250	243,726
	図書資料整備費	45,724	0	45,724
	図書館事業活動費	1,238	0	1,238
	図書館補修費	25,700	19,200	6,500
博物科学館費	科学館管理費	196,321	33,236	163,085
	科学館事業活動費	1,965	1,872	93
	プラネタリウム整備費	6,234	0	6,234
	科学館補修費	26,000	0	26,000
	博物館管理費	12,975	5,011	7,964
	博物館企画展示費	733	0	733
	(新) 科学館企画展開催費	8,200	0	8,200
	アイヌ文化振興費	3,037	2,415	622
	郷土学習振興費	455	125	330
アイヌ文化伝承のコタン整備費	550	440	110	
市民文化会館費	文化会館管理費	157,504	75,117	82,387
	文化会館設備費	26,476	0	26,476
	文化会館自主文化事業費	16,467	16,524	△57
	文化会館改修費	41,207	23,500	17,707
大雪クリスタル ホール費	大雪クリスタルホール管理費	157,345	26,576	130,769
	音楽堂自主文化事業費	6,013	6,024	△11
	大雪クリスタルホール補修費	6,519	0	6,519
彫刻美術館費	彫刻美術館管理費	40,181	3,978	36,203
	中原悌二郎賞関係費	505	0	505
	彫刻美術館事業活動費	2,885	134	2,751
	旭川彫刻フェスタ開催負担金	1,300	1,300	0
	野外彫刻管理費	16,284	15,000	1,284
	井上靖記念館管理費	23,513	1,838	21,675
	(新) 井上靖記念館改修費	4,026	0	4,026
	(新) 中原悌二郎賞創設50周年記念事業費	2,935	2,935	0

## IV 基本計画

# 1 第2期旭川市学校教育基本計画の推進

## (1) 策定の趣旨

学校教育行政を推進するに当たり、学習指導要領の改訂や国の第3期教育振興基本計画などを踏まえ、今後の本市の学校教育の計画的な推進に向けての基本的な方向性と、それを実現するための具体的な施策を体系的に示す「第2期旭川市学校教育基本計画」を策定する。

## (2) 計画の期間

令和元年度から令和9年度までとし、計画期間の半ばである令和5年度には中間見直しを行う。

## (3) 計画の内容

### ア I 基本理念

基本理念とその趣旨を示す。

### イ II 目指す子ども像

基本理念の実現に向けて、3つの目指す子ども像を示す。

### ウ III 計画の体系

基本計画の全体像を体系的に示す。

### エ IV 目標と基本施策及び取組

目指す子ども像の実現に向けて、3つの目標、7つの基本施策、さらに基本施策に18の取組と26の指標を示す。

### オ V 計画の推進

計画の推進に当たっては、「計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action)」のPDCAマネジメントサイクルを活用し、毎年度、点検・評価を行うことで成果を客観的に検証するとともに、課題等を明らかにして翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させる。

### カ 資料編

- ・ 用語解説
- ・ 「旭川市学校教育基本計画懇話会」の経過等
- ・ 旭川市の児童生徒の教育に関するアンケート調査結果

## 2 旭川市社会教育基本計画の推進

### (1) 策定の趣旨

社会教育行政を推進するに当たり、「第8次旭川市総合計画」に掲げた生涯学習社会の実現に向けて基本的方向性（理念，基本目標）を共有し，社会教育行政振興に資する基本施策・主な取組を体系的に示し，計画的な展開を図ることを目的として，「旭川市社会教育基本計画」を策定する。

### (2) 計画の期間

平成28年度から令和9年度までとし，計画期間の半ばである令和3年度には中間見直しを行う。

### (3) 計画の内容

#### ア 第1章 基本的な考え方

基本計画策定の経緯や趣旨，期間などを示す。

#### イ 第2章 基本方針

2つの基本理念と，その実現に向けて求められる社会教育行政推進の在り方を5つの基本目標として示す。

#### ウ 第3章 基本計画

5つの基本目標の考え方，成果目標と成果指標，その目標を達成するために必要な基本施策等を示す。

#### エ 第4章 現状と課題

これまでの基本計画の点検・評価の中で捉えられた現状と課題を示す。

#### オ 資料編

- ・ 成果指標一覧
- ・ 旭川市社会教育委員会議名簿
- ・ 旭川市社会教育委員会議における意見交換の経過

### (4) 計画の推進

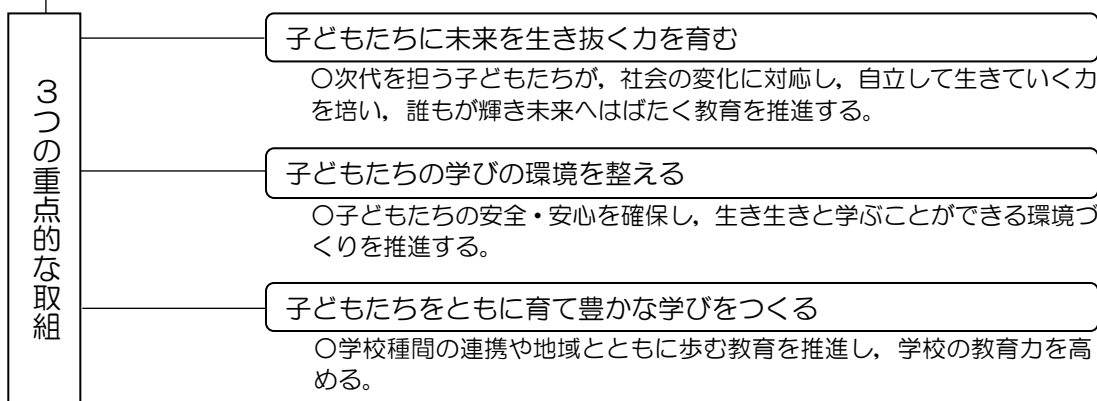
計画の推進に当たっては，「計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action)」のPDCAマネジメントサイクルを活用し，毎年度，点検・評価を行い，課題等を明らかにして改善を行うことで，翌年度以降の取組に反映させる。

## V 令和2年度 教育行政方針

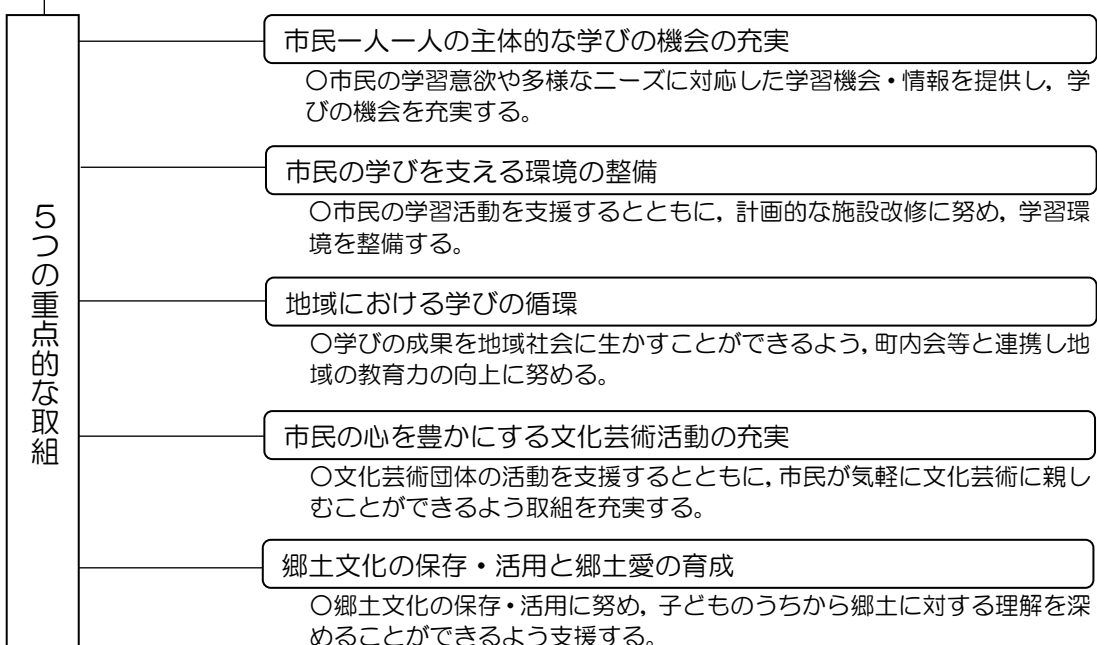
# 1 基本理念、基本的な考え及び重点的な取組

<b>基本理念</b>	主体的に学び力強く未来を拓く人づくり
-------------	--------------------

<b>基本的な考え（学校教育）</b>	新学習指導要領の趣旨を踏まえ、家庭や地域社会と連携・協働して、信頼される学校づくりを推進する。
---------------------	---



<b>基本的な考え（社会教育）</b>	市民一人一人が、地域の魅力を実感し郷土に愛着を持ち、主体的に学び人と人とのきずなを深め、心豊かに暮らすことができるよう、学びの機会の充実と文化芸術活動の支援を図るとともに、学習成果を地域に還元できる環境づくりを推進する。
---------------------	--





## 2 令和2年度(2020年度)教育行政方針

### 『はじめに』

旭川市教育行政方針を申し上げます。

令和という新しい時代を迎え、国においては、誰もが、AI等の技術革新などの急速な変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来を自立的に生き、社会の形成に参画することが重要であるとしています。

また、地域社会においては、住民主体で地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されています。

教育委員会といたしましては、こうした動向を踏まえ、「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」を基本方針とし、子どもたちが、これからの社会を自立して生きていくことができるよう、また、誰もが生涯学び続け、社会で活躍することができるよう、教育行政を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き強い危機意識を持ち、国や北海道と緊密に連携し、保護者など市民の皆様の御協力をいただきながら、学校等と一体となって迅速に対応してまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に、教育行政推進の重点的な取組について申し上げます。

### 『学校教育推進の基本的な考え』

はじめに学校教育についてであります。

子どもたちが、ふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて、生きる力を育み、未来へとはばたくことができるよう、安全で安心な教育環境を整備するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、豊かな学びの実現に取り組んでまいります。

令和2年度におきましては、第2期旭川市学校教育基本計画に基づき、3つの重点的な取組を進めてまいります。

#### 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

重点的な取組の1つ目は、「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」であります。

子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランス良く育むため、児童生徒一人一人に応じた学びを進めるとともに、協調性や創造性を育むことが求められています。

確かな学力の育成につきましては、各学校の組織的で計画的な取組の支援に努めるとともに、児童生徒個々の学習の状況に対応するため、オンラインサービスを活用した学習支援を促進してまいります。

また、全小・中学校に高速かつ大容量の通信ネットワーク環境を整備し、令和5年度までに児童生徒1人1台の端末整備を順次進めてまいります。

少人数学級編制につきましては、北海道教育委員会の取組なども踏まえながら、引き続き小学校低・中学年を対象に、国の基準より少ない人数での学級編制を行ってまいります。

英語教育につきましては、ALT及び小学校外国語活動サポーターの派遣やイングリッシュ・チャレンジ教室、インターネット電話による海外児童生徒との交流学习に取り組めます。

また、小・中学校の教員を対象に英語力向上のための研修会を実施してまいります。

情報教育につきましては、外部の専門家等による出前授業やロボット型教育用教材等を活用したプログラミング学習を実施し、児童生徒の情報活用能力の育成に取り組んでまいります。

また、子どもたちがICTを適切かつ安全に活用できるよう情報モラルに関する指導の徹底を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、道徳教育の充実を図るため、引き続き道徳科研修会を開催し、支援に努めるとともに、関係機関等と連携し、児童生徒が命の大切さや思いやりについて考えを深める取組を充実してまいります。

また、児童生徒の豊かな感性を育み情操を培うため、ミュージカルやオーケストラの演奏会など、優れた文化芸術に直接触れる機会を提供してまいります。

いじめの問題への対応につきましては、旭川市いじめ防止基本方針に基づき、学校や家庭、関係機

関等と連携し、未然防止や早期対応の取組を進めてまいります。

また、これまで中学生がいじめの問題等について協議してきた「生活・学習A c t サミット」の参加対象を全小・中学校に拡大するほか、先進事例の調査研究やICTを活用し生徒会で各中学校の取組を共有するなど、児童生徒が主体となった取組を支援してまいります。

不登校への対応につきましては、各学校において、教員やスクールカウンセラーによる教育相談の充実を図り、未然防止や早期対応・解消に努めるとともに、適応指導教室（ゆっくらす）における指導・支援や関係機関等と連携した取組を行ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、体育実技に係る映像資料を作成し、体育授業や体力づくりの取組を充実するとともに、各学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組を支援してまいります。

本年1月から供用を開始しました東旭川学校給食センターにつきましては、新年度から中学校5校を加え、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、地域の食育の拠点機能を果たすよう取り組んでまいります。

また、地元産の食材を給食に積極的に取り入れ、生産者との交流の機会を設けることにより、郷土の旬や地元の農業への関心を高めるなど、地産地消の取組を推進してまいります。

ふるさと旭川の特徴を生かした教育につきましては、各学校において、本市の社会教育施設などの教育資源を効果的に活用した学習活動に取り組むよう支援してまいります。

特別支援教育につきましては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を努めるとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師資格を有する補助指導員を増員いたします。

### 子どもたちの学びの環境を整える

重点的な取組の2つ目は、「子どもたちの学びの環境を整える」であります。

自然災害や事故等から子どもたちを守るとともに、教育の機会均等を図り、子どもたちにとって安全・安心で生き生きと学ぶことができる環境づくりが求められています。

登下校の安全対策につきましては、引き続き関係機関・地域と連携した通学路の合同点検を実施するとともに、ICTタグ及び防犯カメラを活用した登下校見守りシステムを全小学校に導入してまいります。

また、児童生徒の危機対応能力の育成に向け、防犯や防災に関する訓練等を実施してまいります。

学校施設の整備につきましては、来年1月の供用開始に向け、東栄小学校の二期目の増改築工事を行うほか、千代田小学校の実施設設計、豊岡小学校の基本設計、永山西小学校の耐力度調査にそれぞれ着手し、学校の耐震化を着実に推進してまいります。

また、アスベスト含有断熱材が使用されている煙突の改修工事に継続して取り組み、安心して使用できる施設の整備を図ってまいります。

就学援助につきましては、中学校の新入学用品費の支給単価を増額するとともに、支給時期を早め、保護者の更なる負担軽減を図るほか、生活保護基準の見直しによる影響が及ばないように、必要な制度改正を行ってまいります。

また、引き続き全保護者への制度の周知に努めてまいります。

児童生徒のより良い教育環境の整備のため、旭川市立小・中学校適正配置計画に基づき、保護者や地域住民と意見交換を行い、小・中学校の統合や通学区域の見直しに取り組んでまいります。

### 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる

重点的な取組の3つ目は、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」であります。

子どもたちの豊かな学びや成長には、教職員が、より子どもと向き合うことができる環境づくりを進めるとともに、学校はもとより、家庭や地域が教育の場として機能を発揮することが求められています。

学校における働き方改革の推進に向けましては、引き続きスクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフの活用を図るとともに、部活動指導員を増員するほか、ICTを活用した校務支援やオンデマンド研修を進め、時間外勤務縮減の促進に取り組んでまいります。

教職員の服務規律の保持につきましては、教職員一人一人が教育公務員としての責務と立場を厳に自覚し、学校教育に対する信頼を損なうことがないように、より一層の危機感を持って指導の徹底を図り、服務規律の保持に努めてまいります。

コミュニティ・スクールにつきましては、全小・中学校に導入し、公民館等と連携しながら、学校と地域が力を合わせ、子どもたちの成長を支える体制づくりを着実に進めてまいります。

## 『社会教育推進の基本的な考え』

次に社会教育についてであります。

市民一人一人が、地域の魅力を実感し郷土に愛着を持ち、主体的に学び人と人とのきずなを深め、心豊かに暮らすことができるよう、学びの機会の充実と文化芸術活動の支援を図るとともに、学習成果を地域に還元できる環境づくりを推進してまいります。

令和2年度におきましては、旭川市社会教育基本計画及び旭川市文化芸術振興基本計画に基づき、5つの重点的な取組を進めてまいります。

### 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

重点的な取組の1つ目は、「市民一人一人の主体的な学びの機会の充実」であります。

市民自らが、生涯学習の場を広く選択できるよう、生涯学習に関する情報や講座等を掲載した、生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」の更なる利用促進に努めてまいります。

また、市民の学習活動への関心を高め、自らの成果を発表する場であり、第30回目を迎える生涯学習フェア「まなびピアあさひかわ」を引き続き開催してまいります。

ジオパーク構想につきましては、構成する周辺自治体とのネットワークを強化し、引き続き住民参加型の活動や調査・研究を行うなど、関係団体や住民とともに、これからの地域の目指す姿について考え、将来的な日本ジオパークの認定に向け、持続可能な地域づくりにつなげるよう取り組んでまいります。

科学館におきましては、開館15周年事業として、近年多くの方々が関心を寄せている恐竜をテーマに、その進化や絶滅、現代の生態系とのつながりを学べる特別展を開催し、最新の科学を学ぶ機会を提供してまいります。

### 市民の学びを支える環境の整備

重点的な取組の2つ目は、「市民の学びを支える環境の整備」であります。

中央図書館におきましては、市内の小・中学校の夏・冬休み期間に、休館日である月曜日を試行的に開館しており、今後も継続して子どもたちにとって利用しやすい図書館を目指し、読書環境の充実を図ってまいります。

市民文化会館につきましては、整備等の方向性について引き続き慎重に検討を進めてまいります。

### 地域における学びの循環

重点的な取組の3つ目は、「地域における学びの循環」であります。

旭川市シニア大学では、学習課程を効率良く学び、卒業後にその学習成果を多くの機会で見直し、地域で継続的に活躍できるよう、大学院までの6年制カリキュラムを見直し、令和2年度から順次大学4年制に移行してまいります。

これまで成人の日を開催してまいりました「成人を祝うつどい」につきましては、開催日を成人の日の前日の日曜日に変更することで、遠方からの参加者などへの利便を図ってまいります。

また、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、参加者の対象年齢や開催方法につきましては、国や他の自治体の動きを注視しながら検討してまいります。

公民館におきましては、学校や地域団体と連携しながら事業を行っていくなど、地域の身近な施設として学習環境の整備に努めてまいります。

また、他の市有施設も含め、これからの地域における社会教育活動に資する施設の在り方についても検討してまいります。

子ども読書活動推進計画につきましては、第3次計画が5年を経過することから、この計画の基本理念である「全ての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境をつくる」を継承しながら、新たな課題を整理し第4次計画を策定してまいります。

### 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

重点的な取組の4つ目は、「市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実」であります。

市民の文化芸術活動を支援する取組として、コンサートや展覧会などの事業に対する支援や、活動の成果を発表する旭川市民ギャラリーの運営などを今後も引き続き行い、市民の文化芸術活動の充実に努めてまいります。

市民文化会館や大雪クリスタルホールにおきましては、幅広い世代を対象に、質の高い舞台芸術が鑑賞できる公演や、文化芸術の素晴らしさを体験できる機会の提供など、魅力ある自主文化事業を実施してまいります。

彫刻美術館におきましては、中原悌二郎賞が50周年を迎えることから、記念事業を開催し、中原悌二郎賞のこれまでを振り返り認知度を高める機会とするほか、自主事業を通じて彫刻鑑賞機会の充実を図るなど、彫刻のまちとしての魅力の発信に努めてまいります。

### 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

重点的な取組の5つ目は、「郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成」であります。

昨年制定された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づく国の交付金などを活用し、市長部局と連携しながら、「アイヌ文化を生かすまちづくり」を推進する事業に取り組んでまいります。

民間のアイヌ文化施設につきましては、整備計画の検討を進め、協働事業を行うなど、アイヌ文化の保存と継承に関する理解の促進に努めるとともに、産業や観光の振興、地域の活性化につなげてまいります。

博物館におきましては、アイヌ文化に親しむ日の開催、市内の高校の郷土研究部と連携した研究発表などを実施してまいります。

また、開村130年を記念し、旭川のあゆみを振り返る企画展を開催するとともに、彫刻美術館や博物館など社会教育施設を活用した郷土の歴史文化に対する学習活動をより充実させてまいります。

本市発祥の工芸であります優佳良織につきましては、その技術を保存・伝承するための支援を引き続き行ってまいります。

旧宮北邸とその土地につきましては、歴史的な建造物として国から長期にわたり借り受け、維持管理を行ってまいりましたが、令和2年度中の取得に向けて取組を進めてまいります。

## 『むすび』

以上、教育行政推進の重点的な取組について申し上げます。

平成から令和に変わり、人生100年時代やSociety 5.0時代の到来が予測されており、今後は、SDGsの視点を踏まえた豊かで活力ある持続可能な社会を創ることが求められています。

新しい時代を切り拓く原動力となるのは「人づくり」であり、子どもから高齢者まで全ての市民が、笑顔で元気に、心豊かに暮らしていくため、教育が果たす役割は一層重要となってまいります。

教育委員会といたしましては、市長部局や地域社会と連携しながら、学校教育部と社会教育部が両輪となり、たくましく未来を拓く人材の育成を目指し、教育行政を全力で推進してまいります。

市民並びに議員の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、教育行政方針といたします。